

豊田市こども園等のご案内

1 こども園等とは	P 1
2 豊田市における教育・保育施設入園の選択肢	P 2
3 学齢早見表	P 2
4 入園できるこども	P 3
5 当初入園の申込み・入園までの流れ	P 7
6 途中入園の申込み・入園までの流れ	P 10
7 こども園等の保育料	P 12
8 基本保育料の算定方法	P 14
9 保育料の支払方法	P 15
10 春季・夏季休業保育	P 16
11 各要件における園利用可能日	P 17
12 給食	P 18
13 その他費用（保育料・給食費以外に毎月かかる費用）	P 18
14 保育料等の未納	P 19
15 休園日	P 20
16 定員	P 20
17 入園調整	P 21
18 育児休業中の継続在園	P 23
19 入園決定期間	P 24
20 入園後の家族状況等の変動	P 24
21 その他の注意事項	P 24
22 豊田市のこども園がめざすこども像と教育・保育目標	P 25
23 よくある質問	P 25
24 こども園等一覧（地区別五十音順）	P 31
25 私立幼稚園一覧	P 34
26 その他の保育サービス	P 35

＜問合せ先＞

〒471-8501 豊田市西町 3-60

豊田市役所 保育課 保育担当

T E L (0565)34-6809 《直通》

F A X (0565)32-2088

＜市ホームページ＞

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/hoiku/index.html>



1 こども園等とは

こども園等とは、次の（１）～（４）の施設をいいます。

（１）こども園

「こども園」とは、豊田市の公立幼稚園と公私立保育園の施設名称を統一したものです。基本的な機能の違いを残したまま一体的な運用を図っています。

＜一体的な運用とは＞

- ・ 保護者負担額・職員配置基準の統一
- ・ 保育カリキュラムの統一
- ・ 公立幼稚園での延長保育の実施 など

（２）小規模保育事業所

0～2 歳児の保育を実施する定員 19 人以下の施設です。

（３）事業所内保育事業所

事業所内の従業員のこども（従業員枠）と、地域の保育を必要とするこども（地域枠）の保育を実施する施設です。

（４）幼保連携型認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、次の 2 つの区分に分かれます。

旧こども園型	こども園から移行した園	それぞれ申込方法が異なります。
旧幼稚園型	私立幼稚園から移行した園	

詳しくは「2 豊田市内における教育・保育施設入園の選択肢（P2）」を確認してください。

＜参考＞ 私立幼稚園

私立幼稚園については、このご案内では取り扱いませんが、次の 2 つの区分に分かれます。

平成 27 年度から開始した 子ども・子育て支援新制度に移行した園	新制度移行園	それぞれ保育料 が異なります。
上記制度に移行していない園	旧制度園	

詳しくは「2 豊田市内における教育・保育施設入園の選択肢（P2）」を確認してください。

こども園等と私立幼稚園の一覧は、P31～34 に記載しています。

2 豊田市内における教育・保育施設入園の選択肢

施設分類		受入年齢			適用する基準等	
		0～2 歳児	満 3 歳児	3～5 歳児	申込方法	保育料
こども園 (公立幼稚園 4 園、公私立保育園 60 園)		○※1		○※1	市	市
小規模保育事業所 (2 園)		○			市	市
事業所内保育事業所 (2 園)	地域枠	○			市	市
	従業員枠	○			園	園
幼保連携型認定こども園 (25 園)	旧こども園型	○		○	市	市
	旧幼稚園型	○	○※1	○	市/園※2	市
私立幼稚園 (10 園)	新制度移行園		○※1	○	園	市
	旧制度園		○※1	○	園	園
その他の保育サービス		P35 をご覧ください。				

※ 1 施設により異なります。

※ 2 幼保連携型認定こども園 (旧幼稚園型) については、0～2 歳児は市が定める方法によりお申込み、3～5 歳児は園が定める方法によりお申込みください。

3 学齢早見表

学齢	対象	クラス
0 歳児	令和 7 年 4 月 2 日以降に生まれたこども	乳児
1 歳児	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日生まれのこども	
2 歳児	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生まれのこども	
3 歳児	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれのこども	年少
4 歳児	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれのこども	年中
5 歳児	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれのこども	年長

4 入園できるこども

(1) 入園できるこども

入園希望児及び保護者が豊田市に居住している。

また、原則として3歳児までは、同居の保護者が入園要件に該当する。

(9)

(5) ~ (8)

(2) を参照

(2) 入園要件

保護者の状況			時間・期間等	提出書類 (要件証明書・添付書類) ※P4・5 参照
A	就 労	正社員 パート・アルバイト 派遣社員 契約社員 会計年度任用職員 非常勤・臨時職員 業務委託 自営業主・自営業専従者	月 60 時間以上の労働。 入園日時点で就労予定も可。 ※育休期間中での入園は不可。 （「18 育児休業中の継続在園（P23）」・「23 よくある質問（20）（P29）」参照）	就労証明書 ※自営業主・自営業専従者の方の 添付書類については P4 参照
		内職 ※0～2 歳児は不可	入園要件が必要な園児については、保護者の就労等実態調査（給与明細提出など）を随時実施し、適正運営を図っています（P24 の「21 その他の注意事項（2）」参照）。給与明細やタイムカード等は大切に保管しておいてください。 ※家族従業者とは…自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者	
		家族従業者（無給） ※0～2 歳児は不可 ※1 次申込みは不可		
B	出 産		予定月と前後 2 か月を含めた 5 か月間 ※多胎児出産の場合は、予定月と予定月前 4 か月と予定月後 4 か月を含めた 9 か月間	出産申立書 母子手帳の提示
C	病 気 障がい		保護者が病気もしくは負傷し、又は心身に障がいがある場合 又は 以下の障がい者手帳がある場合 ・身体障がい者手帳（1 級・2 級・3 級のみ可） ・療育手帳（A 判定・B 判定のみ可） ・精神障がい者保健福祉手帳	病気・障がい証明書 手帳のコピー（障がい者手帳がある場合） ※添付書類については P4 参照
D	看 護 介 護		同居の親族を常時看護又は介護している場合 （入園希望児・在園児の看護・介護は不可）	看護・介護証明書 ※添付書類については P4 参照
E	就 学		月 60 時間以上の就学。学校教育法に規定する学校に在学している場合、又は職業訓練学校等における職業訓練を受けている場合（就労を前提とした就学をする場合に限る。） ※A、F の要件と合わせて 60 時間以上でも可	就学証明書
F	通園・通学		月 60 時間以上、保護者同伴の通園・通学（発達センター通園児等）に付き添う場合（本児分も可） ※A、E の要件と合わせて 60 時間以上でも可	通園・通学証明書
G	求職活動 ※1 次申込みは不可		継続的に求職活動を行っている場合 （2 か月以内に就労証明書を提出することが必要）	求職活動申立書 ハローワーク受付票等のコピー
	災 害		居所の復旧等	り災証明書

(3) 入園要件に関する提出書類（要件証明書）について

提出書類（入園要件を証明する証明書：要件証明書）の様式は市ホームページからダウンロードするか、保育課または園で事前に入手してください。

書類の記載要領を確認し、記入をお願いします。

提出書類は、証明日が半年以内かつ証明内容に変更がないものに限りします。



←様式ダウンロード・
記載要領の確認はこちら

(4) 入園要件に関する添付書類について

病気・障がい要件、看護・介護要件、自営業主、自営業専従者の方について、新規入園受付時は以下の添付書類の有無にかかわらず申込可能ですが、以下の書類のコピーを添付することで入園調整時の優先度が上がる可能性があります（詳しくは P21～22 を参照してください）。

なお、添付しない場合でも、必要に応じて就労等実態を確認する書類の提出を依頼する場合があります。

ア 添付書類一覧

添付書類の右上に園児名を記入し、提出書類にホチキス止めをして提出してください。

◆病気・障がい要件/看護・介護要件

対象者の要介護認定区分が要介護 3・4・5 とわかる書類又は身体障がい者手帳 1・2 級、精神障がい者手帳 1 級、療育手帳 A 判定とわかる書類

◆自営業主・自営業専従者

【令和 8 年 5 月入園以前の入園申込みをする場合（申込時期：令和 8 年 3 月以前）】

事業形態	開業日	添付書類※	
		業種：農業・林業以外	業種：農業・林業
個人事業主	令和 6 年 12 月 31 日以前	R 6 年分確定申告書	R 6 年分確定申告書と農地基本台帳
	令和 7 年 1 月 1 日以降	開業届	開業届と農地基本台帳
法人	令和 6 年 12 月 31 日以前	R 6 年分源泉徴収票	R 6 年分源泉徴収票と農地基本台帳
	令和 7 年 1 月 1 日以降	法人設立届	法人設立届と農地基本台帳

【令和 8 年 6 月入園以降の入園申込みをする場合（申込時期：令和 8 年 4 月以降）】

事業形態	開業日	添付書類※	
		業種：農業・林業以外	業種：農業・林業
個人事業主	令和 7 年 12 月 31 日以前	R 7 年分確定申告書	R 7 年分確定申告書と農地基本台帳
	令和 8 年 1 月 1 日以降	開業届	開業届と農地基本台帳
法人	令和 7 年 12 月 31 日以前	R 7 年分源泉徴収票	R 7 年分源泉徴収票と農地基本台帳
	令和 8 年 1 月 1 日以降	法人設立届	法人設立届と農地基本台帳

※ 必要に応じて就労実態を確認する書類を追加依頼する場合あり

また、翌年度の継続在園用に要件証明書等を提出する際、A 就労（自営業主・自営業専従者）の要件で在園する場合は上記の書類の添付が必須です。

イ 添付書類詳細

添付書類の詳細は以下のとおりです。書類の写しを提出してください。

確定申告書 : 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第一表と第二表」
開業届 : 「個人事業の開業・廃業等届出書」
源泉徴収票 : 「給与所得の源泉徴収票」
法人設立届 : 「法人設立届出書」
農地基本台帳 : 保護者の氏名・従事日数が記載された農地基本台帳（従事日数 0 日不可）

※確定申告書・開業届・法人設立届は税務署の受付日時等が確認できる書類の提出を求める場合があります。

※本人が事業の中心者でない場合でも、中心者同様に添付書類を全て提出してください。
中心者の添付書類に事業従事者として保護者の名前がある場合は事業専従者の添付書類として認めます。

1 つの添付書類に父母ともに記載がある場合は、添付書類は 1 つのみで可とします。

※農地基本台帳は 1 年以内の発行日のものに限りします。

（５）同居の保護者とは

父及び母のことです。なお、離婚後も同居している場合は保護者とみなします。
こどもが父母以外に養育されている場合は、その方を保護者とみなします。

（６）離婚とは

離婚を前提とした別居及び離婚調停手続中の父母（祖父母）については、正式に離婚が成立し、別居するまで保護者とします。

ただし、やむを得ない理由により離婚できない場合、別居しており、離婚調停中で申請から 3 か月を経過し、裁判所が発行する「事件係属証明書」が提出された場合は、保護者から外すことができます。

（７）同居とは

住民票の世帯ではなく、居所で判定するため、地番及び集合住宅での部屋番号が同一の人を同居とします。

（８）祖父母等の取扱いについて

入園要件は必要ありません。例外として、父及び母がこどもと別居しており、祖父母等がこどもを養育している場合のみ必要となります。また、父母ともに市町村民税非課税の場合のみ、祖父母等との同居により、基本保育料が変わることがあります（詳しくは「8 基本保育料の算定方法」P14 を参照してください。）。

ただし、次に該当する場合は、同一地番に居住している祖父母等を別居とすることができます。別居として管理する場合は以下の書類を提出してください。

祖父母等の居住状況	別居管理する場合の提出書類
同一地番の別棟（屋根が繋がっていない）に居住している場合	・ 同一月の異なる名義の光熱費（電気及びガス、ただしオール電化の場合は電気のみ）の領収書の写し
同一地番に居住しているが、玄関・トイレ・台所・居室が別（それぞれの世帯が独立した空間で生活している）の二世帯住宅に居住している場合	・ 同一月の異なる名義の光熱費（電気及びガス、ただしオール電化の場合は電気のみ）の領収書の写し ・ 住宅図面の写し

(9) 調整園・特例園・第2次民間移管園

調整園	4, 5 歳児の入園要件が必要なこども園	若宮、飯野
特例園	3 歳児の入園要件が不要なこども園	小原・足助・下山・旭・稲武地区の園、大畑、上鷹見、透成、豊松、中金、東広瀬、ひかり、木瀬
第2次 民間 移管園	3 歳児の入園要件が不要な 幼保連携型認定こども園(旧こども園型)	竜神、うねべ、堤、寿恵野、竹村、たかね

5 当初入園の申込み・入園までの流れ

(1) 当初入園とは

当初入園とは、4月中に入園することをいいます。

ア 申込み

9月号の広報とよた等で申込方法をお知らせします。

申込みには1次申込みと2次申込みがあります。

イ 就労等開始日

外勤等の就労要件等で入園する場合は、5月12日（火）までに就労等を開始し、4月中に慣らし保育を開始する方が当初入園の対象です。慣らし保育に関しては、P26の「23 よくある質問（6）」を確認してください。

ウ その他

入園申込み時に提出する書類の内容から変更があった場合は、必ず保育課又は園に申し出てください。入園枠確保後に入園要件等が変わっていたことが判明した場合は、内定を取り消すことがあります。

また、市ホームページで過年度に調整のあった園の一覧を公表していますので、参考にしてください。



←【参考】
入園調整状況一覧表
をご確認ください。

なお、幼保連携型認定こども園（旧幼稚園型）の3～5歳児及び私立幼稚園は、9月から各園で願書を配布する予定ですので、直接園にお問合せください。

(2) 令和8年度当初入園受入年齢

みずほ、わかば、 ナースリーハウス	令和7年12月31日までに生まれる見込みのこども	生後4か月～
飯野	令和7年11月30日までに生まれる見込みのこども	生後5か月～
その他の乳児受入園	令和7年10月31日までに生まれたこども	生後6か月～

上記の日付を過ぎて生まれた場合は、途中入園となります。

(3) 在籍園児が5人以下となる園について

1次申込みの結果、申込園における令和8年度の在籍園児数が5人以下となる園は休園を検討します。当該園に申し込まれた保護者の方には個別に連絡させていただきますので、御承知おきください。

(4) 申込みに関する注意点

- ・家族従業者・求職活動の要件での1次申込みはできません。
2次申込みでお申込みください。
- ・要件が必要な学齢での育児休業中の新規入園はできません(P29「23 よくある質問(20)」参照)。
- ・育児休業要件で在園している間に転園はできません(P23「18 育児休業中の継続在園」参照)。
- ・入園の受付は先着順ではありません。
また、受付方法による優先順位の優劣はありません。
- ・入園申込み時に提出する書類(入園要件を証明する書類等)は、提出前に必ずコピーを取り、お手元に保管をお願いします。入園後、必要になる場合があります。
- ・医療的ケアや運動発達に遅れ(未歩行等)があり、特別な支援が必要な児については、入園申込み前(令和7年9月8日まで)に保育課へ相談してください。

(5) 1次申込みの流れ

～ はじめに ～

令和7年度休園中の高橋こども園は令和8年度より公立保育所として受入れを再開します。
受入れ可能な学齢は6か月～5歳児です。保育時間等の詳細はP31をご確認ください。

①又は②のどちらかの方法で受付

<受付> ① 令和7年9月9日(火)
～9月16日(火) 電子申請で申込み

- ・「あいち電子申請・届出システム」で申込みをしてください。
- ・第1希望園に10月8日～10日のうちの平日(9時から16時)に電話をして、面接日の日程調整をしてください。
- ・書類不備等で受理できない場合、9月19日(金)までに保育課からご連絡いたしますので、②の方法でお申し込みください。
- ・詳しくは市ホームページを確認してください。

<受付> ② 令和7年10月6日(月)
～10月10日(金) 第1希望園で受付
(受付時間: 平日9時から16時)

- ・園に行く前に電話等での事前連絡は不要です。
- ・受付時に御持参していただく書類はありません。受付時に必要書類(申込書等)を受け取ってください。
- ・園との面接日を決めてください。
※豊松こども園・大蔵こども園・小渡こども園は令和7年度休園のため保育課にお問い合わせください。

<園の指定日> 第1希望園に申込書等提出、面接、書類審査

- ・こどもと一緒に面接を受けてください。
- ・必要書類(申込書等)を提出してください。
- ・申込書には、第5希望園まで記入可能です。
- ・11月14日(金)(提出最終期限日)時点で必要書類の提出がない場合は、申込みを取り下げたものとみなします。(事業所の記入が間に合わない等の理由も取下げとなります。)

<12月中旬～> 入園調整

- ・申込者が受入可能数を超える場合のみ行います。
- ・入園調整は「17 入園調整(P21～)」に従い、行います。
- ・12月下旬頃に調整対象者のみに通知を送付します。
通知にて入園希望の再調査を行いますので、必ず保育課に返信してください。
- ・1月末までに通知がない場合は、第1希望園で内定しています。



←【参考】
入園調整状況一覧表
をご確認ください。

<翌年2月上旬> 入園決定等

- ・入園決定者へ通知を送付します。
- ・要件証明書の内容により、入園決定通知が保留となる場合があります。
「(7) 当初入園申込みにおける要件証明書の再提出(P9)」を参照してください。
- ・豊田市に未転入等の場合は、入園決定通知を保留します。入園希望日の平日5日前までに転入手続が必要となります。

<翌年2月上旬～3月上旬> 入園説明会

- ・入園決定(内定)したこども園等で実施します。
- ・詳しくはこども園等から案内があります。

入園申込み時に提出する書類の内容から
変更があった場合は、必ず保育課又は園に
申し出てください。入園枠確保後に入園要
件等が変わっていたことが判明した場合
は、内定を取り消すことがあります。

<翌年4月> 入園

- ・入園式又は園と調整した日から登園してください。
- ・入園式以降に入園する場合でも入園式には出席できます。

(6) 2次申込みの流れ

- 1次申込みの入園調整後に空きがある場合のみ入園できます。
- 2次申込みの場合、原則として入園式以降の入園となります。

<令和8年1月8日(木)～1月16日(金)>【保育課等で受付】又は【郵送で申込み】

- 入園希望登録書、同居の保護者(父及び母等)の入園要件を証明する書類を提出してください。
- 書類は、市ホームページからダウンロードするか、保育課等で事前に入手してください。
- 1次申込みの第1希望園を変更する場合は、2次申込みをしてください。
- 2次申込みをした場合は、1次申込みは取下げとなります。
- 郵送で申込みをする場合は、1月16日(金)必着です。
- 受入可能数を超える場合「17 入園調整(P21～)」に従い、調整します。
- 受付初日は例年混雑し、待ち時間が長くなる可能性がありますので御了承ください。
- 1月8日(木)時点で海外在住の方は電子申請での申込みも可能です。詳しくは市ホームページを確認してください。



←2次申込みの必要書類等
についてはこちら

<2月中旬> 入園枠確保通知

- 1次申込みの状況によってクラスを編制し、クラス定員に空きがあり入園可能であればその旨連絡します。
- 以後は、御自宅に届く「入園枠確保通知」の流れに準じて手続きを進めます。

(7) 当初入園申込みにおける要件証明書の再提出

以下の場合、内定後、要件証明書の再提出がないと入園の決定ができません。
注意してください。

育児休業取得中に、「入園が決まり次第復帰可能」として入園枠を確保した場合	育休復帰日を確定し、育休期間を変更した就労証明書を園に再提出してください。
病気・障がい証明書、看護・介護証明書、就学証明書、通園・通学証明書において「期間」「卒業日」が入園日より前に設定されている場合	期間または卒業日が入園日以降に更新された要件証明書を園に提出してください。

(8) 入園日

入園日は慣らし保育期間の初日となります。

慣らし保育については、P26の「23 よくある質問(6)」を確認してください。

就労開始日・育児休業復帰日の確定等に伴って入園日の変更が必要となる場合は、園に連絡してください。入園日の変更は3月31日(火)までとなります。

(9) お願い

入園決定後、キャンセルする方がいますが、他の方に御迷惑が掛かりますのでお子様の入園の必要性についてよく御検討いただいたうえで、お申込みください。

6 途中入園の申込み・入園までの流れ

(1) 途中入園とは

途中入園とは、5月1日以降に入園することをいいます。

ア 申込期間

入園希望月の前々月15日～前々月最終開庁日（土日祝除く平日）

イ 入園可能日

就労等を開始する（入園要件が発生する）平日5日前から入園し、慣らし保育が可能です。ただし、慣らし保育は入園月の前月から開始することはできません。（例 5月入園の場合は4月からの慣らし保育は不可）慣らし保育に関しては、P26の「23 よくある質問（6）」を確認してください。

ウ その他

入園申込み時に提出する書類の内容から変更があった場合は、必ず保育課又は園に申し出てください。入園枠確保後に入園要件等が変わっていたことが判明した場合は、内定を取り消すことがあります。

幼保連携型認定こども園（旧幼稚園型）の3～5歳児及び私立幼稚園は、直接園にお問合せください。

(2) 途中入園申込みの流れ

<入園希望月の前々月15日～前々月最終開庁日>【保育課等で受付】又は【郵送で申込み】



- ・入園希望登録書、同居の保護者の入園要件を証明する書類（P3～参照）を提出してください。
- ・書類は、市ホームページからダウンロードするか、保育課等で事前に入手してください。
- ・郵送で申込みをする場合は、前々月最終開庁日必着です。



←途中入園の必要書類等
についてはこちら

<毎月上旬> 入園調整



- ・定員を超えた場合、毎月上旬に書類審査を行い、保育の必要性が高い方から順に案内します。

<空席がない場合> 待機



- ・入園枠が確保できるまで待機していただきます。
- ・途中入園の登録は年度末まで有効です。

<空席発生> 入園枠確保通知



- ・入園可能月の前月15日頃、入園枠確保者のみ送付します。
- ・育児休業取得者で入園ができない場合は、希望者のみ入所保留通知を送付します。

<保育課の指定日> 内定園へ意思確認の電話



- ・通知に記載されている意向確認期限までに、内定園に入園するか否かを電話で連絡してください。入園する場合は、面接日を決めてください。

<園の指定日> こども園等に申込書等提出、面接、書類審査

- ・こどもと一緒に面接を受けてください。
- ・申込書等を提出してください。
- ・全て完了した方から、入園決定を行います。

(3) 受付に関する注意点

- ・入園希望登録書・入園要件を証明する書類は、提出前に必ずコピーを取り、お手元に保管をお願いします。入園後、必要になる場合があります。
- ・要件が必要な学齢での育児休業中の新規入園はできません（P29「23 よくある質問（20）」参照）。
- ・育児休業要件で在園している間に転園はできません（P23 の「18 育児休業中の継続在園」参照）。
- ・入園の受付は先着順ではありません。
また、受付方法による優先順位の優劣はありません。
- ・令和8年度当初入園申込みから、支所での受付は行いません。申込方法は P7～10 を参照してください。
- ・通知した内定園をキャンセルする場合、入園希望登録した他の園も同時にキャンセルとなります。
また、受付期間外に新規で登録することはできません。
- ただし、既に待機登録している方は、受付期間外でも、希望園の変更や要件証明書の提出等を受け付けます。受付期間外で受け付けた内容については、提出した月の 2 か月後の入園調整から反映します。

(4) 途中入園申込みにおける要件証明書の再提出

以下の場合には、要件証明書の再提出がないと入園の決定ができません。注意してください。

育児休業取得中に、「入園が決まり次第復帰可能」として入園枠を確保した場合	育休復帰日を確定し、育休期間を訂正した就労証明書を面接時に提出してください。
就労証明書において「雇用（予定）期間」が設定されている場合	同じ勤務先で継続する予定の場合も、最新の要件証明書の提出が必要です。 ・入園前に雇用期限が切れる場合：面接時に雇用期限が更新された要件証明書を提出してください。 ・入園後に雇用期限が切れる場合：入園後に要件証明書を提出していただきます。
「就労等予定」で就労証明書を提出している場合	就労等の実態を確認するため、入園後に要件証明書を提出していただきます。
病気・障がい証明書、看護・介護証明書、就学証明書、通園・通学証明書において「期間」「卒業日」が設定されている場合	・入園前に期間が切れる場合：面接時に期間が更新された要件証明書を提出してください。 ・入園後に期間が切れる場合：入園後に要件証明書を提出していただきます。

(5) 入園時期による翌年度の入園手続の違い

10 月末日までに入園できない場合、又は翌年度から転園を希望する場合	9月号の広報とよたを確認し、第 1 希望園又は電子申請で、当初入園の手続をしてください。
10 月末日までに入園し、翌年度も継続在園を希望する場合	10 月に園から配付するお知らせを確認し、在園中の園で、継続在園の手続をしてください。

7 こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくは「24 こども園等一覧（P31～34）」を参照してください。
【D】土曜日保育時間	

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（平日：月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による			延長保育時間【C】 月額 （16:00まで）1,000円 → （17:00まで）2,000円 →→ （18:00まで）3,000円 →→→ （19:00まで）4,000円 →→→→			
月額 1,000 円 ←	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）						

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】階層及び基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、階層及び基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があります。実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3)【B～D】早朝・延長・土曜日保育（以下、「早朝保育等」という。）

早朝保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、早朝保育等は利用できません。

※詳しくは「11 各要件における園利用可能日（P17）」を参照してください。

イ 提出書類（園に提出）

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・早朝保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

早朝保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、家庭保育が可能（1号認定）の場合は、早朝保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

早朝保育等利用の適正管理のため、園からタイムカード等の就労実態が確認できる書類の提出を依頼することがあります。

8 基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の 兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

「7 こども園等の保育料（2）【A】階層及び基本保育料（P12）」の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

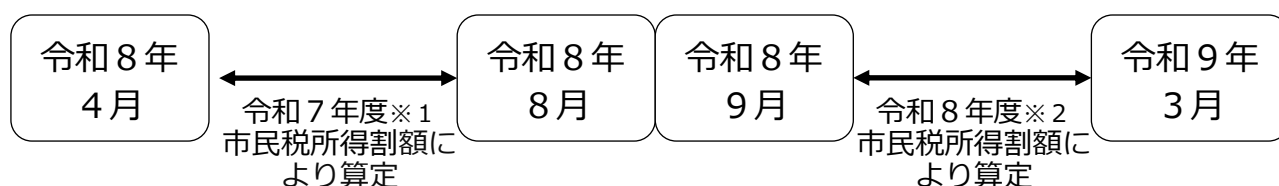
生計を一にする兄弟を全てカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子以降	D01 以上	0 円	0 円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するために、毎年9月に基準年度の変更を行います。
そのため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和8年度市民税所得割額とは令和7年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

9 保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください（振替口座の変更を希望する場合も同様です。）。

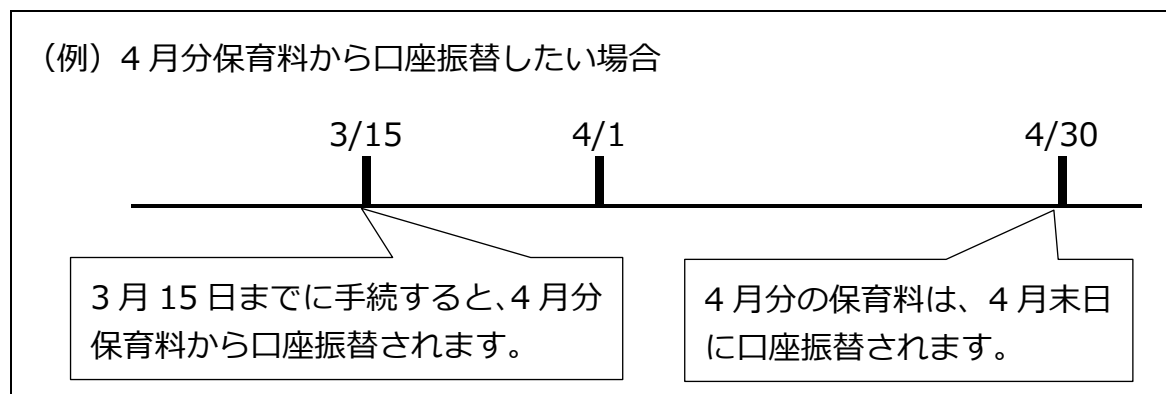
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

10 春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中(以下、「春季休業保育等」という。)は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

※詳しくは「11 各要件における園利用可能日（P17）」を参照してください。

(2) 提出書類（園に提出）

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育等期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3 月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4 月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7 月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8 月	0 円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。
詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、家庭保育が可能（1号認定）な場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

1 1 各要件における園利用可能日

各要件における**園利用可能日**は以下のとおりです。実際の利用可否については園と御相談いただき、早朝保育等及び春季休業保育等申請書を提出してください。
家庭保育が可能な場合は、早朝保育等及び春季休業保育等は利用できません。

認定	入園要件（保護者の状況）		利用可能日	
			基本保育時間	早朝保育等及び春季休業保育等
1号	要件なし		平日：月～金曜日 利用可	利用不可 ※1
2・3号	A	就 労 正社員 パート・アルバイト 派遣社員 契約社員 会計年度任用職員 非常勤・臨時職員 業務委託 自営業主・自営業専従者 内職 ※0～2歳児は不可	平日：月～金曜日 利用可 有給休暇・育休中等により就労等をしていない日・就労等の時間が短い日は基本保育時間のみに利用可。	就労している日のみ利用可 有給休暇等により就労等をしていない日は利用不可 ※2
		家族従業者（無給）		原則利用不可
	B	出 産		春季休業保育等は利用可 早朝保育等は原則利用不可 ただし、母の体調等の家庭状況に応じて利用可。
	C	病 気 障がい		病気・障がいにより園での保育が必要な日のみ利用可
	D	看 護 介 護		看護・介護が必要な日のみ利用可
	E	就 学		登校日のみ（通信の場合は学習している日のみ）利用可
	F	通園・通学		付添いが必要な日のみ利用可
	G	求職活動		原則利用不可 ただし、求職活動に伴い利用が必要である場合は利用可。
		災 害		居所の復旧等を行う日のみ利用可

※ 1 幼保連携型認定こども園の場合、各園が実施する預かり保育を利用できる場合があります。

※ 2 育児休業期間中は早朝保育等及び春季休業保育等は利用できません。

12 給食

(1) 乳児給食

0～2歳児の給食は各園で調理し提供します。

(2) 幼児給食

3～5歳児の給食は市内給食センター等で調理し提供します。

(3) 給食費

豊田市内のこども園等の3～5歳児は無料です（一部の対象者を除く）。

0～2歳児は保育料に含まれます。

(4) 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後

原則、給食を提供します。ただし3～5歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。

なお、春季・夏季休業保育期間中に園児数が少ない等給食提供を受けられない園へ弁当を持参して登園する場合は、登園日数に応じて給食費無償化の代替給付の対象となる場合があります。

(5) その他

- ・食物アレルギー対応は医師の診断に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
- ・行事や園外保育などの時は、弁当の持参をお願いする場合があります。
- ・食物アレルギー等や市外の園に通園する等の理由により市の給食の提供を受けられない児童の給食費の対応については豊田市ホームページ「豊田市幼児給食費給付金」をご覧ください。

〈市ホームページ 豊田市幼児給食費給付金 リンク〉

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>



13 その他費用（保育料・給食費以外に毎月かかる費用）

(1) 保護者の会費

保護者の会は園ごとに会の有無や活動内容が異なります。

(2) 諸費

絵本代、遠足代等の諸費がかかることがあります。

園ごとに内容が異なりますので、詳しくは直接園にお問合せください。

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。

以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てることをお願いしています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

15 休園日

(1) 休園日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）です。

ただし、一部の園では土曜日・夏季休業保育期間（7月21日から8月31日まで）・春季休業保育（卒園式翌日から入園式前日まで）も休園日となります。

(2) 土曜日保育実施園

土曜日保育実施園は、利用希望者がいない場合は休園になることがあります。

(3) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、各園で休園日を定めていますので、直接園にお問合せください。

16 定員

(1) 定員

1人1人のこどもを大切にお預かりするために、こども園等では以下のようにクラスの定員（1人の保育士等が保育できるこどもの数の上限）を設けています。

また、集団活動が増加する3歳児以上については、必要に応じて加配保育士を配置しています。なお、クラス数は当初入園1次申込みを参考に決定します。

クラス	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育士等1人に対する人数	3人	5人	12人	25人	30人
			配慮が必要なこども3人に対して 原則加配保育士1人配置		

※5歳児については令和9年度から25人を予定しています。

(2) 加配保育士

ア 役割

集団活動に自ら参加することも可能であるが、活動に参加するために支援が必要な場合があるこどもに対して、より多くの活動に参加可能となるように支援します。

イ 配置の考え方

障がいの有無にかかわらず、さまざまな配慮が必要なこどもに対して、加配保育士の配置が必要だと判断した場合も配置しています。

加配保育士の配置は、概ね午前9時から午後3時までです。

17 入園調整

(1) 入園調整

ア 原則

申込者が受入れ可能数を超える場合、入園調整を行います。

- ・当初入園 記入された希望園の順に別表1・2の選考基準表に従い入園調整します。
- ・途中入園 別表1・2の選考基準表に従い入園調整します。

※入園要件があるこどもは入園要件がないこどもより優先度が高くなります。

イ 例外

竜神・うねべ・堤・寿恵野・竹村・たかねの各園の3～5歳児については、以下の順により入園を確定します。

①第1希望園に兄弟姉妹が在籍している(ただし、当初入園の場合は、現5歳児を除く)

②小学校区内に居住している

竜神こども園	山之手小・竹村小・土橋小	寿恵野こども園	寿恵野小
うねべこども園	畝部小	竹村こども園	竹村小
堤こども園	堤小	たかねこども園	高嶺小

③小学校区外に居住している

定員を超えた場合は、別表1・2の選考基準表に従い入園調整します。

なお、教育・保育給付認定作業のため入園要件がある方は要件証明書を必ず提出してください。

【別表1 選考基準表】(入園要件なし)

区分	内容	指数	点数
小学校区	住所地の小学校区内にあるこども園等 小学校区内にこども園等がない場合は、住所地から最寄りのこども園等	5	
兄弟状況	基準日※時点で第一希望園に兄弟姉妹が在籍している。ただし、当初入園及び5月途中入園の場合は、現5歳児を除く。	7	
	兄弟姉妹が同時申込みで同一園を第一希望園としている。	5	
	入園希望日時点で未就学児の多胎児がいる	10	
世帯事情	生活保護世帯	10	
	父子又は母子「のみの」世帯	10	
	父子又は母子「の」世帯	5	
特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整が必要と市長が認めた場合	適宜	

点

※ 基準日 当初1次：書類提出最終期限日、 当初2次・途中：受付日

【別表2 選考基準表】(入園要件あり)

① 基本 指数	区分		内容	※育児短時間勤務の記載がある場合はその時間	指数	父	母
	A	就労	正社員	月 160 時間以上	40		
			パート・アルバイト	月 140 時間以上 160 時間未満	36		
			派遣社員	月 120 時間以上 140 時間未満	34		
			契約社員	月 100 時間以上 120 時間未満	32		
			会計年度任用職員	月 80 時間以上 100 時間未満	30		
			非常勤・臨時職員	月 60 時間以上 80 時間未満	28		
			業務委託				
		自営業主(添付書類あり)※1					
		自営業専従者(添付書類あり)					
	自営業主(添付書類なし)	月 60 時間以上	20				
	自営業専従者(添付書類なし)						
	家族従業者(無給)	月 60 時間以上(1 次申込みは不可)	10				
	内職	月 60 時間以上	20				
B	出産	(出産予定月 令和 年 月)	40				
C	病気・障がい	入院を要するため保育不可能	40				
		短時間でも不可能 又は手帳※2 あり	36				
		その他	28				
D	看護・介護	常時介護が必要	36				
		介護を要することがある	28				
E	就学	月 140 時間以上	36				
F	通園・通学※3	月 60 時間以上 140 時間未満	20				
G	求職活動	求職活動中又は求職活動予定(1次申込みは不可)	10				
	災害	居所の復旧等	40				
	A・E の 場合	就労実績等	証明日時時点で雇用開始日(就学要件の場合は入学日)から 3 か月経過している。	4			
	C・D の 場合	要介護認定等(添付書類あり)※4	基準日※5 時点で対象者の要介護認定区分が要介護 3・4・5 の場合又は 身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者手帳1級、療育手帳 A 判定の場合	4			
					小計		
父又は母のうち、点数の低い方を記入→					①		
② 加算 指数	兄弟状況		基準日※5 時点で第一希望園に兄弟姉妹が在籍している。ただし、当初入園及び5月途中入園の場合は、現5歳児を除く。なお、家族従業者・求職活動は加算しない。	7			
			兄弟姉妹が同時申込みで同一園を第一希望園としている。なお、家族従業者・求職活動は加算しない。	5			
			入園希望日時点で未就学児の多胎児がいる	10			
	世帯事情		生活保護世帯	10			
			父子又は母子「のみの」世帯	10			
			父子又は母子「の」世帯	5			
	特別な支援が必要な児※6		医療的ケア児・移動に支援が必要な児が「受入れ可能園※7」を希望	15			
	卒園児		2歳までの分園(第二いばばら・第二青松・第二わかば)を卒園する児童で、引き続き4月から本園(いばばら・青松・わかば)での保育を希望	20			
	小計				②		
③ その他	保育士	保育士として、こども園等(届出が必要な託児施設を含む・市外勤務の場合は該当市と調整)に勤務する、又は勤務する予定の保育士・幼稚園教諭 ※①②の点数に関わらず 88 点。なお、正社員以外で月間就労時間が120 時間未満の場合は除く(育児短時間勤務の記載がある場合はその時間。)。また、保護者のどちらかが家族従業者・求職活動の場合は除く。	88				
	継続在園	11 月中に入園した児童で、4 月からも同じ園への入園を希望するもの(当初入園のみ) ★①②の点数に関わらず 77 点	77				
	特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整が必要と市長が認めた場合	適宜				
			確認欄	算定者	確認者	①+② (または③)	点

※1 前年の確定申告書または開業届、業種が農業で自営業主・自営業専従者：左記に加え、農地基本台帳

※2 精神：精神障がい者保健福祉手帳、知的：療育手帳(A・B)、身体：身体障がい者手帳(1 級・2 級・3 級)

※3 就労証明書と月 60 時間未満の通園・通学証明書で添付されている場合は、合算した時間数が該当する「就労」の指数とする。

※4 対象者の要介護認定区分が要介護 3・4・5 とわかる書類又は身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者手帳1級、療育手帳 A 判定とわかる書類

※5 基準日 当初1次：書類提出最終期限日、当初2次：途中：受付日

※6 「豊田市立こども園生活支援検討会」「豊田市立こども園医療的ケア検討委員会」で認められた児

医ケア児：日常的に、経管栄養、たん吸引、人工呼吸器の使用又は導尿その他医療的な生活援助行為を必要とする児

移動支援が必要な児：未歩行等運動発達に遅れがあり、移動に何らかの支援が必要な児

※7 受入れ可能園 年度により変更される可能性があるため、保育課にお問合せください。

18 育児休業中の継続在園

【利用できる方】

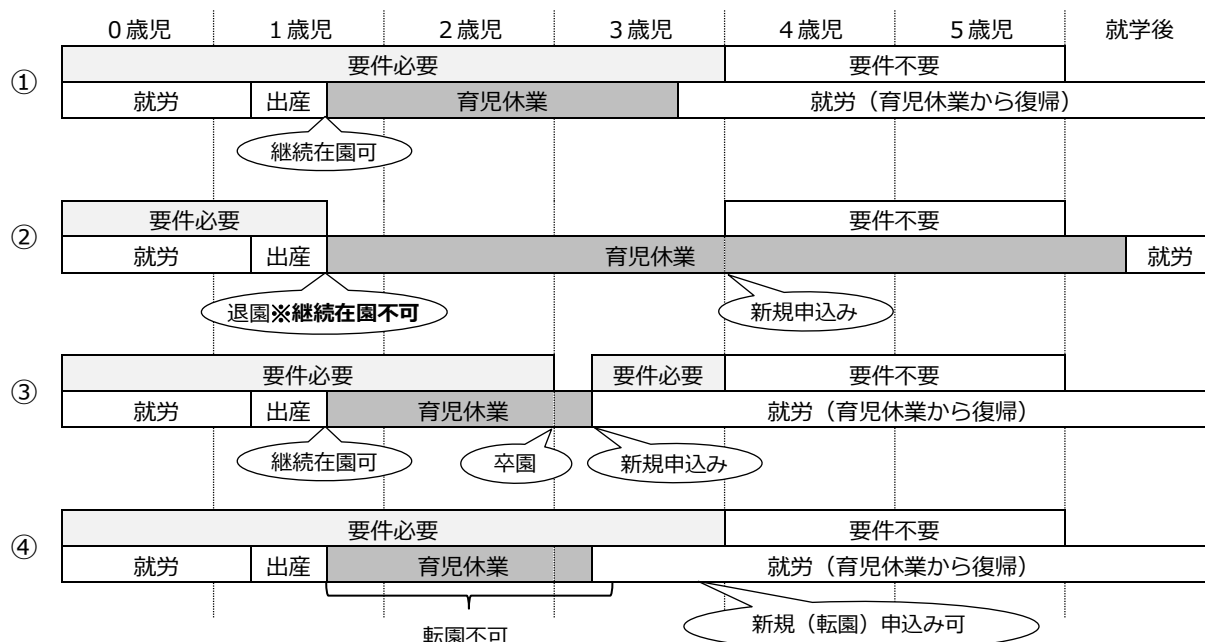
- ・入園要件が必要な園に在園中の園児の保護者であること。
- ・その園児以外の子の育児休業を、次の条件を全て満たして取得した場合であること。
 - ① 育児休業取得期間が小学校就学前までに設定されている。
 - ② 復帰後も同じ園への登園を希望する。

【留意事項】

- ・春季・夏季休業保育は利用できません。
- ・基本保育時間のみの保育で、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。
- ・受入れ可能な年齢が2歳児までの園の継続在園が可能な期間は、最長で卒園までです。卒園後、他園への入園を希望する場合には、改めて入園申込をする必要があります（若宮・飯野こども園の5歳児を除き、**要件が必要な年齢では育休中の新規入園申込はできません**）。

【具体例】

- ① 3歳児まで要件が必要な園で小学校就学前までに育休復帰をする場合→継続在園可。
- ② 3歳児まで要件が必要な園で小学校就学後に育休復帰をする場合
→**継続在園不可**。4歳児以降は要件不要となるため育休中での新規申込み可。
- ③ 受入れが2歳児まで・2歳児まで要件が必要な園で小学校就学前までに育休復帰をする場合
→卒園まで継続在園可。卒園後、他園（3歳児まで要件が必要な園）に入園する場合は、要件がある場合は申込みが可能。育休中で他に要件がない場合は入園できません。
- ④ 育休で在園している間に転園を希望する場合
→育休中に転園は不可。



【育児休業を取得する保護者の提出必要書類】

育児休業取得前	育児休業を取得することがわかる就労証明書を提出。 ※育児休業取得（予定）期間が記載された就労証明書を提出。
育児休業取得後 （取得終了後）	育児休業の取得が終了したことがわかる就労証明書を提出。 ※ <u>育児休業終期以降の証明日の</u> もので、育児休業期間がわかる就労証明書を提出

19 入園決定期間

原則として、年度末までの入園決定とします。

ただし、出産要件や雇用期限が年度途中である場合などは、年度途中までの決定とします。

また、申込書等は年度ごとに提出する必要があります。

20 入園後の家族状況等の変動

入園決定後に世帯構成、入園要件及び税額が変わった場合は、教育・保育給付認定変更申請書を園に提出する必要がありますので、必ず申し出てください。

(1) 離婚・結婚、祖父母と同居・別居、仕事の退職・休職、保育料算定者の市民税額更正等は、在園の可否及び保育料に影響を与えますので、速やかに申請してください。

(2) 保育料は、原則として申請の翌月から見直します。

(3) 入園要件がなくなった場合は退園となりますので、十分御理解の上お申込みください。

21 その他の注意事項

(1) 申込み内容に変更があった場合

要件証明書の内容に変更があった場合は、必ず要件証明書の再提出をお願いします。

(2) 申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、入園要件が必要な学齢については、年間を通して就労等実態調査を行い、就労実績の不足等で要件が確認できない場合は退園となります。こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

(3) 保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

豊田市では、活動に対する適切な支援、保育への影響、施設・設備、人材確保などの観点から、「16 定員（P20）」に記載しているとおり職員配置の基準を設けています。基準の職員配置で安全にお預かりできないと判断した場合は、御希望にそえない場合があります。

また、基準の職員配置でお預かり可能な場合でも、保護者の方にはさまざまな御協力をお願いする場合があります。

こども園等はこどもの安全確保を第一と考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

22 豊田市のこども園がめざすこども像と教育・保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を十分に受け止め、豊田市の乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「保育目標」を掲げています。

◆めざすこども像

- ・心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・愛情や信頼感をもち、友達とかかわって遊ぶこども
- ・身近な環境にかかわり、試したり、考えたりするこども

◆保育目標

- ・十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ・健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・人とかかわりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する。
- ・共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる。

23 よくある質問

(1) 豊田市に転入予定なのですが、住民票を動かさないと申込みできませんか？

いいえ。

豊田市に住所がない場合でも、転入予定であれば申込みは可能です。ただし、入園希望日より前に転入手続が完了しないと入園決定はできません。転入後は速やかに保育課まで御連絡ください。なお、当初入園の場合は転入期限が決まっていますので注意してください。

(2) ひとり親家庭の場合、保育料は無料になりますか？

いいえ。

ひとり親家庭だからという理由では無料になりません。

「7 こども園等の保育料 (P12)」や「8 基本保育料の算定方法 (P14)」を参照してください。

(3) 園を見学することは可能ですか？

はい。

見学は可能ですが、事前に園に電話してください（園の状況によっては、見学できない時期もあります。）。

また、「子育てひろば」という制度で、就園前の児童のために園庭の開放を行っています。実施日は事前に園に確認をしてください。

(4) 学区内の園しか選べませんか？

いいえ。

豊田市内のこども園等であれば学区問わず入園ができます。

通勤途中、職場に近い等の理由でこども園等を選択することが可能です。

(5) 転園は可能ですか？

はい。

入園後に再度申込みをしてください。入園枠確保後、転園となります。

なお、求職活動中及び育児休業取得中（要件必要学齢）は、転園できません。

(6) 慣らし保育（園での集団生活の適応のため通常より短い時間で保育を行うこと）は行っていますか？

はい。

就労等を開始する（入園要件が発生する）平日 5 日前から入園し、慣らし保育をすることができますが、児童や家庭の状況によってその期間は異なりますので、面接時に園に相談してください。

また、「慣らし保育」開始日＝入園日となり、保育料が発生します。

（例 9 月 1 日から就労開始、慣らし保育 8 月下旬 ⇒ 8 月入園で申込み）

なお、当初入園について 3 月中に慣らし保育を希望する場合は、3 月途中入園の申込みと当初入園の申込みの両方を行ってください。

(7) 月の途中で入園（退園）した場合、保育料は日割り計算されますか？

はい。

日割り計算は、基本保育料のほか、早朝・延長・土曜日保育料についても行います。

基本保育料は入園式以降の入園、卒園式以前の退園は日割りします。

早朝・延長・土曜日保育料は入園式翌日以降の入園、卒園式前日以前の退園は日割りします。

ただし、退園については、退園日の 15 日前までに退園申出書をこども園等に提出する必要があります。提出されないと日割り計算ができない場合があります。

また、入園式前日以前の途中入園、卒園式翌日以降の途中退園は日割り計算を行いません。

(8) 家を建てたので、確定申告をして住宅ローン控除により市民税が下がりましたが、保育料は安くなりますか？

いいえ。保育料は安くなりません。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）は保育料の算定対象になりませんので、控除前の市民税で決定します。配当控除や外国税額控除なども控除前の市民税で決定します。

(9) 長期間、園をお休みしても席を確保しておくことは可能ですか？

いいえ。

1 か月の間連続して欠席したとき又は 3 か月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したときは退園となります。なお、4 月 1 日から入園式の前日まで、7 月 21 日から 31 日まで、8 月 1 日から 31 日まで、及び卒園式の翌日から 3 月 31 日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

(10) 園に登園しない場合、保育料は減額となりますか？

いいえ。

原則、春季・夏季休業保育期間を除き、保育料は発生します。

ただし、以下の場合には保護者の減免申請に基づき、保育料を減免することができます。

- ・園児本人が怪我、病気又は災害でその月の初日から末日まで登園しなかった場合
- ・医師が医療的ケアを常時必要とすることを認めた園児で、園生活において保護者が常時付添いした場合

- ・保護者の所得が著しく減少した場合

※ A：算定基準年の月平均所得

B：算定基準年翌年の月平均所得

C：直近3か月の月平均所得

Aと、B又はCの高い金額を比較し、算定基準年の月平均所得（A）の半額を下回る場合に適用になります。

- ・発達センター等との併行通園によりこども園等を欠席した場合

※（1）こども園等の出席日数が開所日数の60%以内の場合、減免率は50%以内

（2）こども園等の出席日数が開所日数の40%以内の場合、減免率は70%以内

- ・災害により住居に損害が生じ、固定資産評価減を受けた場合

(11) 幼保連携型認定こども園に入園した場合、こども園と何か違いはありますか？

ア 入園受付について

幼保連携型認定こども園 3～5歳児	旧こども園型	入園受付は市が行います。
	旧幼稚園型	入園受付は園が行います。

※竜神・うねべ・堤・寿恵野・竹村・たかねの各園は3歳児の入園要件は不要です。

イ 保育料について

基本保育料は0～5歳児まで、こども園と同じです。

ただし、別途、実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があります。

ウ 早朝・延長・土曜日保育、春季・夏季休業保育について

保育の必要性がない（1号認定・育児休業中）場合は利用できません。ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

エ 保育料の支払方法について

各園が保育料を徴収します。そのため、支払方法は園が指定する方法となりますので、直接園にお問合せください。

オ 休園日について

保育の必要性がない（1号認定・育児休業中）場合は、各園で休園日を定めていますので直接園にお問合せください。

カ 教育・保育内容について

3～5歳児は各園の方針に基づく教育・保育を行っています。

(12) 幼児教育無償化の対象になるのは、こども園だけですか？

いいえ。

私立幼稚園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）、認可外保育施設（企業主導型保育事業・ベビーシッター含む、例外あり）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、障がい児通園施設等を利用する場合も無償化の対象になります。

ただし、入園要件がない場合は無償化の対象にならない場合があります。また、一部上限額が設けられております。

無償化を受ける場合は、施設の利用を開始する前に認定の取得が必要です。

詳しくは市ホームページを確認してください。

〈市ホームページ 幼児教育・保育の無償化 リンク〉

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/1032240.html>



(13) 希望園を決めるにあたって、園ごとの保育方針・活動内容・持ち物・制服の有無等を知りたいのですが、何か資料はありますか？

はい。

保育課窓口のロビーに園ごとのしおりを置いています。どなたでも閲覧できますので、御自由に御覧ください。また、公立園のしおりは豊田市のホームページからも閲覧できます。

〈市ホームページ 入園のしおり リンク〉

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/hoiku/1050501.html>



(14) 入園料は発生しますか？

いいえ。

市が入園受付を行う園に入園する場合、入園料は発生しません。

なお、園が入園受付を行う園については、直接園に確認してください。

(15) 1次申込みで当初入園の申込みをしました。入園決定通知が届いていませんが、入園説明会には参加してもよいですか？

はい。

当初入園の場合、第1希望園で入園調整となった方に対して12月下旬に調整通知を発送します。

1月末までに通知がない場合は第1希望園で内定していますので入園説明会に参加してください。

(16) 途中入園を希望していますが、空き状況はどこかで確認できますか？

はい。

豊田市のホームページから空き状況、申込状況を確認することができます。

また、情報は毎月 15 日頃に更新されます。

〈市ホームページ こども園等空き状況表 リンク〉

<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/hoiku/1016125/1016130.html>



(17) 郵送で途中入園の申込みをしましたが、不備があり書類が返送されました。再送は受付期間を過ぎても良いですか？

いいえ。

受付期間内に保育課に到達しなかった場合は、受付できません。

(18) 受付開始日より前に郵送での申込書等が保育課に到達した場合、受付されますか？

いいえ。

(17) 同様、受付期間内に保育課に到達しなかった場合は、受付できません。

(19) 希望園を少なく記入したほうが優先順位は高くなりますか？

いいえ。

希望園数は優先順位に影響しません。希望園は通園できる範囲内で第 5 希望まで記入可能です。必ずしも第 5 希望まで記入する必要はありません。

(20) 育児休業中に新規入園は可能ですか？

新規入園を希望するお子様が要件必要学齢の場合、育児休業中に就労要件で新規入園はできません。就労要件で新規入園する場合は、慣らし保育（平日 5 日間）終了後に育児休業から復帰をする必要があります。慣らし保育終了後も育児休業を取得し続けていたことが発覚した場合は、発覚時点で退園となります。

なお、新規入園を希望するお子様が要件不要学齢の場合は育児休業中であっても新規入園可能です。

(21) 入園要件を証明する書類(P3 参照)を複数提出した場合、入園に有利になりますか？

また、入園調整の際、点数はどのようにつきますか？

該当する入園要件が複数ある場合は該当する全ての書類を提出して頂いた方が有利になる場合があります。

入園調整の際、提出していただいた全ての書類の指数を合算した点数で調整を行います。が、該当する要件の最高点が点数の上限となります。

(例 A 就労要件で「月 60 時間以上 80 時間未満、証明日時点で未就労」の就労証明書と
D 看護・介護要件で「介護を要することがある」の看護・介護証明書を提出した場合

- ① 外勤区分の最高得点を計算 (月 160 時間以上 の 40 点) — (未就労の 6 点) = 34 点
- ② 就労証明書の点数 = (月 60 時間以上 80 時間未満 の 28 点) — (未就労の 6 点) = 22 点
- ③ 看護・介護区分の最高得点を計算 (常時介護が必要 の 36 点) = 36 点
- ④ 看護・介護証明書 (看護・介護要件) の点数 (介護を要することがある の 28 点) = 28 点

上限点数： ①34 点 < ③36 点

書類の指数を合算した点数： ②22 点 + ④28 点 = ⑤50 点

上限点数が 36 点になるため、この場合は 50 点で調整を行うのではなく、
36 点で調整を行います。)

24 こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可 能な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町権堂坊 28	48-8188	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いばばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	サウスとよ	西町 1-76	36-5025	6か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	淨 光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いばばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可 能な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5歳児	—	午前8時 ～午後4時	正午まで	○	公保
	47	ナーサリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時 ～午後4時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時 ～午後4時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可 能な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ケ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10		3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

<注意事項>

- (1) 受入れが可能な学齢：「6 か月～2 歳児※」
3～5 歳児も受入可能ですが、直接園にお申込みください。

- (2) 春季・夏季休業保育実施期間

春季休業保育	卒園式翌日～3 月 31 日、4 月 1 日～入園式前日
夏季休業保育	7 月 21 日～8 月 31 日

- (3) 認可等の区分

「公幼」	公立幼稚園
「公保」	公立保育園
「私保」	私立保育園
「認(こ)」	幼保連携型認定こども園（旧こども園型）
「認(幼)」	幼保連携型認定こども園（旧幼稚園型）
「小規模」	小規模保育事業所
「事業所」	事業所内保育事業所

※詳しくは P1 を確認してください。

- (4) 豊松こども園・大蔵こども園・小渡こども園は令和 7 年度休園のため保育課にお問い合わせください。
なお、高橋こども園については、令和 8 年度より公立保育所として受入れを再開します。
- (5) 土曜日保育を近隣園と合同で実施する場合があります。
年度途中で実施方法を変更する場合は、事前に説明させていただきます。

25 私立幼稚園一覧

私立幼稚園については、詳しくは直接園にお問合せください。

区分	幼稚園名	所在地	電話（0565）
認定こども園 (旧幼稚園型)	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764
	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178
	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500
	井上	井上町 9-60-1	45-5010
	名古屋柳城短期大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198
	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884
	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237
	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033
	林丘	大林町 10-15-2	28-1074
	美山	深田町 4-7-4	28-6181
	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570
新制度移行園	豊田星ヶ丘	中田町西山 147	57-2846
	松平大和	岩倉町柿田 1-1	58-2327
	青木	青木町 2-56-2	44-0188
	飯野ひかり	藤岡飯野町池下 1070-3	76-5550
	美里	美里 4-3-2	89-1011
旧制度園	まふみ	東梅坪町 3-5-1	31-7181
	豊田大和	今町 1-19-1	29-1237
	ベル豊田	五ヶ丘 7-27-2	88-2000
	ひらしば	陣中町 1-13-1	32-3565
	豊田花園	花園町塩倉 13-3	52-5072

26 その他の保育サービス

	実施場所	概要
休日保育	みずほこども園 わかばこども園 いばばらこども園 丸山こども園（祝日のみ）	日曜日、祝日において、保護者が就労等のためこどもを保育することができない場合に、利用できます（ただし、12月29日から翌年1月3日は除く）。 利用日の2週間前までに希望の実施園にお申込みください。
一時保育	こども園 幼保連携型認定こども園	 保護者が傷病、入院、育児疲れ等の事情で一時的に保育ができなくなった場合に、こども園等を利用できます。※詳細はホームページ参照 ・私的理由による保育…1か月に2日以内 ・緊急保育※…1か月に7日以内 ※保護者等の入院・疾病により緊急かつ一時的に保育が必要と認められる場合に限る。
一時保育プラス	あいあい ゆうゆう 上郷こども園	
病児保育	すすくすこどもクリニック内「すすくすの森」 東山町 2-2-9 TEL(0565)80-1633	病気や怪我により安静を必要とするため、集団保育・学校生活に入れないこどもを、病院に付設された専用の保育室において保護者の仕事等の都合により自宅で療養できない場合、一時的に保育します。 利用方法の詳細はこども園等にあるちらしまたはホームページを御確認ください。  《市ホームページ》 https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/1003460.html
	豊田厚生病院内「ぴよっこ」	
	浄水町伊保原 500-1 TEL(0565)43-5082	
	トヨタ記念病院	
	詳しくはトヨタ記念病院のホームページをご覧ください。	
保育ママ	山之手こども園内「はぐはぐ」 山之手 1-78-1 TEL(0565)28-1105	こども園等への入園を待機している6か月～2歳児のこどもを市が認定した保育ママが保育します。 利用期間はこども園に入園するまでとなります。
ファミリー・サポート・センター	とよたファミリー・サポート・センター 若宮町 1-57-1 T-FACE A 館 9F TEL(0565)37-7135	子育てを手助けしてほしい人と、手伝いたい人がお互いに助け合う会員組織です。 こども園への送迎、通院や冠婚葬祭時の一時預かりなどの援助があります。
子育て支援施設	とよた子育て総合支援センター「あいあい」 若宮町 1-57-1 T-FACE A 館 9F TEL(0565)37-7071 志賀子どもつどいの広場「ゆうゆう」 志賀町香九礼 1-286 TEL(0565)80-1522 柳川瀬子どもつどいの広場「にこにこ」 畝部東町船場 8-1 TEL(0565)25-0008 地域子育て支援センター 足助もみじ、飯野、伊保、越戸、堤、渡刈、宮口、山之手、若園、稲武、大草、大沼、杉本の各園内に設置	地域で子育てを支援する拠点です。 主に0～3歳児の乳幼児と保護者、子育てを支援する人たちが集まって遊んだり、情報交換が行えたりします。 子育ての悩み相談に応じたり、親子で参加できるイベント等も開催したりしています。
認可外保育施設	市ホームページ「認可外保育施設一覧」をご覧ください。 《市ホームページ》  https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/1003464/1003466/index.html	乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、市の認可を受けていない施設を総称したものです。 認可外施設の中に、豊田市認証保育所や企業主導型保育事業の種類があります。

※乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）については、別に御案内をします。この冊子内に記載はありませんので御留意ください。